

4. 四半期損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	2024年度 第1四半期累計期間 〔 2024年4月 1日から 2024年6月30日まで 〕	2025年度 第1四半期累計期間 〔 2025年4月 1日から 2025年6月30日まで 〕
		金 額	金 額
経 常 収 益		1,306,079	1,521,029
保 険 料 等 収 入		737,850	1,105,067
(うち保 険 料)	(	735,759)	(1,103,691)
資 産 運 用 収 益		546,465	387,593
(うち利息及び配当金等収入)	(	262,507)	(311,785)
(うち金銭の信託運用益)	(	64)	(479)
(うち有価証券売却益)	(	81,175)	(46,991)
(うち特別勘定資産運用益)	(	11,415)	(13,665)
そ の 他 経 常 収 益		21,763	28,367
経 常 費 用		1,236,201	1,551,112
保 険 金 等 支 払 金		862,316	885,742
(うち保 険 金)	(	184,592)	(154,379)
(うち年 金)	(	158,072)	(168,342)
(うち給 付 金)	(	128,160)	(130,736)
(うち解約返戻金)	(	295,752)	(348,130)
(うちその他の返戻金)	(	35,840)	(66,344)
責 任 準 備 金 等 繰 入 額		30,413	197,195
責 任 準 備 金 繰 入 額		30,404	197,068
社員配当金積立利息繰入額		9	126
資 産 運 用 費 用		207,588	328,054
(うち支 払 利 息)	(	9,743)	(15,117)
(うち有価証券売却損)	(	25,729)	(112,791)
(うち有価証券評価損)	(	1,007)	(33,531)
(うち金融派生商品費用)	(	157,125)	(45,485)
(うち為 替 差 損)	(	—)	(105,934)
事 業 費		105,301	109,617
そ の 他 経 常 費 用		30,581	30,502
経 常 利 益 (△ は 経 常 損 失)		69,878	△30,083
特 別 利 益		—	72,521
固 定 資 産 等 処 分 益		—	3,433
価 格 変 動 準 備 金 戻 入 額		—	69,087
特 別 損 失		42,543	21,047
固 定 資 産 等 処 分 損		2,577	5,489
子会社株式及び関連会社株式評価損		33,643	12,566
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額		5,513	—
不 動 産 圧 縮 損		—	2,008
社会厚生事業増進助成金		810	983
税 引 前 四 半 期 純 剰 余		27,334	21,390
法 人 税 及 び 住 民 税 *		△2,371	3,258
法 人 税 等 合 計		△2,371	3,258
四 半 期 純 剰 余		29,706	18,132

* 法人税及び住民税には、法人税等調整額を含んでいます。

注記事項

(四半期貸借対照表関係)

1. 四半期特有の会計処理

(1) 四半期貸借対照表については、前年度の剰余金処分案が 2025 年 7 月 2 日の総代会にて承認されることを前提としております。

(2) 税金費用については、当第 1 四半期累計期間を含む会計年度の税引前当期純剰余に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純剰余に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

なお、法人税等調整額は、法人税及び住民税に含めて計算しております。

2. 責任準備金には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき積み立てた以下のものが含まれております。

- ・ 1995 年 9 月 2 日以降に契約締結した一時払養老保険契約を対象として 2014 年度において積み立てたもの
- ・ 1998 年 4 月 2 日以降に契約締結した一時払個人年金保険契約を対象として 2017 年度において積み立てたもの
- ・ 1999 年 4 月 1 日以前に契約締結した個人年金保険契約（上記の一時払個人年金保険契約を除く）を対象として、予定利率 2.00%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を 2020 年度からの 2 年間にわたって積み立てたもの
- ・ 変額保険契約を対象として 2014 年度および 2023 年度において積み立てたもの
- ・ 1994 年 4 月 1 日以前に契約締結した一部の終身保険契約を対象として、予定利率 3.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を 2024 年度からの 4 年間にわたって積み立てることとしたもの

3. 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という）等に入院給付金等を支払う特別取扱を 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号（以下「IBNR 告示」という）第 1 条第 1 項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR 告示第 1 条第 1 項本文に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本文と同様の方法により算出しております。

4. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

当期首現在高	292,516 百万円
前期剰余金よりの繰入予定額	157,450 百万円
当第 1 四半期累計期間社員配当金支払額	54,468 百万円
利息による増加等	126 百万円
当第 1 四半期会計期間末現在高	395,625 百万円

5. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は 6,085,463 百万円、売現先取引により買戻し条件付で売却した有価証券の貸借対照表価額は 215,784 百万円であります。

6. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債および外貨建劣後特約付社債であります。

7. 負債の部のその他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 271,600 百万円を含んでおります。

8. 負債の部のその他の負債には、債券貸借取引に伴う受入担保金 2,736,805 百万円を含んでおります。

9. 新設した事業基盤強化積立金については、当社を取り巻くリスクが拡大・複合化するなかにおいてリスクへの備えを強化する目的で、既存の任意積立金（事業基盤強化積立金・価格変動積立金）を全額取り崩し、既存の事業基盤強化積立金と同名で、400 億円積み立てております。

10. 当社は、2025 年 2 月 7 日に、Legal & General Group plc（以下、「L & G」という）から、米国生命保険会社 Banner Life Insurance Company 等を傘下に有する、L & G の米国持株会社である Legal & General America, Inc. の全発行株式を取得することについて合意いたしました。当該株式の取得は、各国の規制当局認可の取得等を前提として、2025 年度下半期に完了する見込みです。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び取得した事業の内容

被取得企業の名称 Legal & General America, Inc.

事業の内容 米国における生命保険事業および年金リスク移転事業

②企業結合を行った主な理由

「個人生命保険市場へのアクセス」「先進的なデジタル技術」「PRT 事業」等の利点を有するバナーライフ社の子会社化を通じ、当社グループは米国生命保険市場における収益基盤をよりいっそう強化すること等を目的としております。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 2,281 百万米ドル

(注) 現時点では確定しておらず、見積りによっております。

11. 当社は、2025 年 7 月 1 日に、イオンフィナンシャルサービス株式会社から、イオン・アリアンツ生命保険株式会社の株式 85.1%を取得いたしました。